

古代歌謠演出論

植松

茂著

植松 茂著

古代歌謡演出論

明治書院

植松 茂 (うえまつ・しげる)

大正3年東京生。昭和11年東京大学国文学科卒。静岡大学教授・中部大学教授を経て昭和63年退職。現在無職。

古代歌謡演出論

定 価 2600円

昭和63年7月5日 印 刷

昭和63年7月10日 発 行

著 者	植 松 茂
-----	-------

発 行 者	明 治 書 院	代 表	三 樹 彰
-------	---------	-----	-------

印 刷 者	大 日 本 法 令 印 刷	代 表	田 中 忠
-------	---------------	-----	-------

発 行 所	株 式 会 社 明 治 書 院
-------	-----------------

東京都千代田区神田錦町1-16 電話 292-3741(代) 振替東京3-4991番

© S. UEMATSU 1988

製本星共社

ISBN4-625-41090-8

目 次

序 章 『古事記』の歌謡は天武朝の宮廷歌謡……………	一
----------------------------	---

第一章 楽器の伴奏のある歌謡……………	八
---------------------	---

① 琴

一、タケウチノスクネ……………	八
-----------------	---

二、作者不明……………	九
-------------	---

三、オホハツセワカタケノミコト（雄略天皇）……………	一一
----------------------------	----

四、ヤチホコノカミとヌナカハヒメとスセリヒメ……………	一二
-----------------------------	----

五、ミへの姦と太后とオホハツセワカタケノミコト……………	一三
------------------------------	----

② 打楽器

一、ヨシノのクズ……………	一五
---------------	----

二、オホマヘヲマヘスクネ……………	一〇
-------------------	----

三、ヲケノミコト（顯宗天皇）……………	三一
---------------------	----

四、タケウチノスクネ……………三三

③笛

日本書紀歌謡九八番……………三四

第二章 男声と女声の掛け合い歌……………三六

一、ヤチホコノカミとヌナカハヒメとスセリヒメ……………三六

二、トヨタマヒメとホヲリノミコト……………三六

三、オホクメノミコトとカムヤマトイハレヒコノミコト（神武天皇）と

イスケヨリヒメ……………三八

四、ヤマトタケルノミコトとミヤズヒメ……………四一

五、オキナガタラシヒメとタケウチノスクネ……………四四

六、オホサザキノミコト（仁徳天皇）とクロヒメ……………四六

七、オホサザキノミコト（仁徳天皇）とイハノヒメノミコト……………四八

八、オホサザキノミコト（仁徳天皇）とヤタノワキイラツメ……………五五

九、オホサザキノミコト（仁徳天皇）とメドリノミコ……………五七

一〇、オホハツセワカタケノミコト（雄略天皇）とヒケタベノアカキコ……………六〇

一一、ミへの姦と太后とオホハツセワカタケノミコト……………六四

一二、オホハツセワカタケノミコト（雄略天皇）とヲドヒメ……………六五

第三章 男声のみの掛け合い歌……………六七

一、ヤマトタケルノミコトとヒタキノオキナ……………六七

二、ホムダワケノミコト（応神天皇）とオホサザキノミコト（皇太子と

しての仁徳天皇）……………六八

三、オホヤマモリノミコトとウヂノワキイラツコ……………七三

四、オホサザキノミコトとタケウチノスクネ……………七四

五、アナホノミコとオホマヘラマヘスクネ……………七六

六、シビノオミとヲケノミコト（顕宗天皇）……………七八

第四章 演劇的な連続歌謡……………八三

○キナシノカルノミコとカルノオホイラツメ（ソトホシノミコ）……………八三

第五章 男声独唱……………九三

① 女舞を伴うもの

- 一、ホムダワケノミコト（応神天皇）……………三三
 二、ハヤブサワケノミコ……………三七
 三、オホハツセワカタケノミコト（雄略天皇）……………九六

② その他のもの

- 一、スサノヲノミコト……………九六
 二、カムヤマトイハレビコノミコト（神武天皇）……………一〇〇
 三、ヤマトタケルノミコト……………一〇八
 四、オシクマノミコ……………一二三
 五、ホムダワケノミコト（応神天皇）……………一二四
 六、オホサザキノミコト（仁徳天皇）……………一二六
 七、作者不明……………一二八
 八、イザホワケノミコト（履仲天皇）……………一二八
 九、キナシノカルノミコ……………一二二
 一〇、オホハツセワカタケノミコト（雄略天皇）……………一二四
 一一、ヲケノミコト（顕宗天皇）……………一二九

第六章 女声独唱……………一三一

一、タカヒメノミコト……………一三一

二、イスケヨリヒメ……………一三一

三、ヘラ坂の少女……………一三四

四、オトタチバナヒメ……………一三五

五、クチヒメ……………一三七

第七章 合唱……………一三九

一、ヤマトタケルノミコトの後等と御子等……………一三九

二、ヨシノの国主（クズ）等……………一四二

第八章 詠（ながめごと）……………一四四

○ヲケノミコト（顕宗天皇）……………一四四

第九章 『日本書紀』の歌謡……………一四八

終章 終わりに.....	一五三
--------------	-----

歌い出し索引.....	一五五
-------------	-----

あとがき.....	一五九
-----------	-----

序章 『古事記』の歌謡は天武朝の宮廷歌謡

『日本書紀』の天武天皇紀には音楽歌舞に関する記事が少なくない。特に目立つのは外国からの使臣などを饗応する場合のもので次の例はその代表的なものである。

○二年九月二十八日。饗_ニ金承元等於難波_ニ奏_ニ種々_一樂_一。

これは新羅の使に難波で饗応し、その時に種々の音楽を奏したというのであるが、同様の例は国内の種子島や隼人の使に対しても見られる。

○十年九月十四日。饗_ニ多禰嶋人等于飛鳥寺西河辺_ニ奏_ニ種々_一樂_一。

○十一年七月二十七日。饗_ニ隼人等於明日香寺之西_ニ発_ニ種々_一樂_一。

こういう接待のためでなく、宮廷内の酒宴の時に音楽が奏されたことも次の例によって伺うことができる。

○十年正月七日。天皇御_ニ向小安殿_ニ而宴_レ之、是日親王諸王引_ニ入内安殿_一、諸臣皆侍_ニ于外安殿_一共置酒以賜_レ樂。

これらの音楽がどんなものであったかはこれでは解らないが、次の例はその内容を具体的に示しているようである。

○十二年正月十八日。是日奏_二小墾田舞及高麗・百濟・新羅三国楽_一於庭中。

これで見ると高麗・百濟・新羅などの外国の音楽と共に「小墾田舞」が演奏されているのであるが、この舞が伝統的な日本の歌と舞である可能性が大きいのではなからうか。「小墾田」というのは推古天皇の宮のあった所であるから、その時に作られたものという解釈が既に十三世紀の『釈日本紀』に見えており、又、『万葉集』卷十三に見える「をはりだのあゆちのみづを」に始まる長歌(三二六〇番)に関するものではないかという考え方もできるが、それよりは小墾田が日本的な歌舞を教え伝える場所であったという可能性の方が強いのではあるまいか。というのはこれ以前に天武朝の宮廷では諸国から音楽や舞のうまい者を呼び集めるということが次のように行われているからである。

○四年二月九日。勅_二大倭・河内・摂津・山城・播磨・淡路・丹波・但馬・近江・若狭・伊勢・美濃・尾張等国_一曰、選_二所部百姓之能歌男女及侏儒伎人_一而貢上。

この勅によってどの程度に歌舞の名人が集まったかはわからないが、この時に宮廷のなかにそういう専門家の集団ができたことは想像してもよいのではあるまいか。それが平生から歌舞を習練し、宴会などのたびにその専門的な芸を披露したと考えてもそれほど的外れではなからうと思うのである。

そして、『日本書紀』卷三神武天皇の条の「来目歌」の項には「今案府奏_二此歌_一者、猶有_二手量大小

及音声巨細、此古之遺式也」とあつて「楽府」という組織が『日本書紀』編纂の当時（七二〇年）に存在していたことを示しているが、これが次にあげる『万葉集』の歌舞所に当たるであろう。

○『万葉集』卷六（一〇一一番の詞書）

冬十二月十二日、歌舞所之諸王臣子等集葛井連広成家宴歌。

比来古舞盛興、古歳漸晚、理宜共尽古情、同唱古歌、故擬此趣、輒献古曲二節、風流意氣之士儻、有_ニ此集之中、争発_レ念心々和_ニ古体_一。

これは天平八年（七三六）という時点で「歌舞所」という一つの機関が存在していて、それに所属する王族や諸臣があつたこと、そこでは古歌が伝承されていたこと、その人々が集まって古歌を歌ったり、新しく歌を作つて歌つたりしたことを示していると思われるが、それが葛井広成の家で行われたのはやはり彼がそういう歌舞所に何らかの関係を持ち、かつ彼が歌舞を愛好した為であろう。そして、ここにいう「歌舞所」が『日本書紀』にいう「楽府」であり、それがやがて平安朝の大歌所となつていったので、それは恐らく天武朝（あるいはそれ以前）に起源を持つものではないかというのが筆者の考えである。そしてそこに集う人々には当然その芸能を修練することと、それを教え伝えることが求められるわけで、そのことを示すのが次の天武紀の記事であらう。

○十四年九月十五日、是日詔曰、凡諸歌男・歌女・笛吹者即伝_ニ己子孫_一令_レ習_ニ歌笛_一。

ここには「歌う男・歌う女」と「笛吹」とだけ記されているが、当然これは外の楽器や芸能をも含

めてのことであろう。そしてそれをそれぞれの子孫に教え伝えることが求められているわけである。

このように見て来ると天武天皇の時代は確かに音楽・芸能の奨励された時代だったと思われるが、その裏には天武天皇自身の音楽芸能好きということがあったのではないかと思われるのである。

そこで次に考えられることは、この天武天皇の時代に天武天皇の意志によって成立したとされる『古事記』との関連である。特にその中に多数含まれている歌謡がこの天武宮廷の音楽・芸能と関係を持っているのではないかということである。『古事記』の歌謡の一部が平安朝初期の成立と考えられる『琴歌譜』のものと共通している所から、これを宮廷の大歌と認めようという考えは従来もあったが、そればかりでなく『古事記』の歌謡の全部を天武朝の宮廷歌謡と考えて、その演出がどんなものであったかということ想像してみようというのが本書の試みである。その為にまず第一章で伴奏の楽器の明らかに知られるものを取り上げて、その様相を想像したのであるが、その他の歌謡の大部分にも当然楽器の伴奏があったと考えるのが自然であろう。そして、それらの歌謡の中には単に楽器の伴奏で歌うだけではなく、女性の舞踊をともなっていることが明らか「あぐらゐのかみのみてもち ひくことに まひするをみな」とこよにもがも」(本書第一章二ページ)の例もあるのであるから、こういう舞踊、あるいは今日でいうパフォーマンスを伴ったり、あるいはもっと演劇的に演出されたものがあつたのではないかと想像する方が自然なのではなからうか。そこで改めて『古事記』の歌謡全部について、その演出のありかたを考えるために、まず演劇的な要素の多いものとして、掛け合い

歌を取り出し、これを男声と女声によるもの、男声のみによるものに分け、さらに掛け合いではないけれど、演劇的要素の濃いと思われる歌謡群を取り出し、次に男声および女声による独唱、次に合唱されたことの確かなものなどのそれぞれについて、その演出法を考えたのが第二章以下である。そして、これらの歌謡と同列に扱うのには多少疑問あるものを第八章に掲げることとした。従って第一章と第二章以下との間には当然重複するものがあるが、これはそのことを注記することとした。

また『古事記』においてはほとんどすべての歌謡にその作者が記されており、本書においてもすべて『古事記』に記された作者名によってその歌謡を掲げたが、筆者としてはその作者名を肯定しているわけではなく、歌う者がその作者に扮して、あるいはその人になった気持ちで歌うのであろうと思っているのである。従ってその記された作者の性別と単複数によって分類を試みたのである。

なお、作者名を始めとして固有名詞は多く片仮名書とした。

そして、今これらの歌謡を文学として鑑賞するためには、犬養孝氏が『万葉集』の歌について主張しておられるのと同じように、声をあげて朗唱することが必要であらうと思われるのである。今の我々はどうしても一首の歌を黙読で速く読んでしまうのであるが、それでは『古事記』の歌謡の気持ちに近づきにくいと思われるので、ゆっくりと声を出して、意味による区切りを尊重しながら読みたいと思うのである。特に注意したいのは五七五七七の短歌形のもので、我々は『古今集』風の三句切に慣れているので、どうしてもそういう読み方になりやすいのであるが、『古事記』の歌謡では短歌形

のものでも二句切が大部分であるから、読む時もそれにふさわしく二句目ではっきり息を切って、改めて三句目から読み始めたいのである。そうすることによって初めて『古事記』の時代、天武朝の気持ちに近づくことが出来るのではないかと思われるのである。そして、さらに『古事記』では短歌形以外の、それより長いもの、また短いものも多いので、これらもその意味に従って句切って読む必要がある。従って本書では歌謡をすべて意味に従って行を改めることにしたので読者もその意を汲んでゆっくり朗唱して頂きたいのである。

歌謡の前後にはそれに伴う説話が記されているので、これは原文を引用し、歌謡を含めて注釈を加えたが、注釈には詳しい考証などは避け、一通りの意味が分かることだけを心がけた。又、枕詞は括弧内に入れるに留めた。

その次に天武朝におけるその演出のあり方を想像してみたのであるが、これについては筆者自身も十分に満足しているわけではない。ただ、ともかく新しい視点を提出したものととして注目されることを願っているのである。

次に問題となるのは『古事記』と同じ、あるいはよく似たものを含む『日本書紀』の歌謡であるが、これについては『古事記』のように単純に、ある王朝に結び付けることは出来ず、より複雑な考察を必要とすると思われるので、本書の直接の考察の対象とせず、ただ『古事記』と同じ、あるいは似た歌がある場合と、ない場合を【参考】として記すに止め、全体としては第九章に概観することとした。

又、『古事記』の歌謡に伴う説話の大部分は歌謡の伝承者の伝えたものであろうというのが筆者の考えであるが、本書ではこの問題に多くは触れなかった。

第一章 楽器の伴奏のある歌謡

① 琴

一、タケウチノスクネ

古事記歌謡 七四番

ながみこや

つひにしらむと

かりはこむらし

【前後の原文】 被_レ給_ニ御琴_ハ、歌曰、（歌謡）此者本岐歌之片歌也。

【注釈】（これは第三章三、に掲げるオホサザキノミコト（仁徳天皇）との掛け合い歌の最後のもので、七三番もタケウチノスクネの歌であるが、そのあとで「琴を賜って歌った。」